

# 官報

号外

平成九年五月二十七日

## ○第百四十回国衆議院會議録 第三十九号

平成九年五月二十七日(火曜日)

議事日程 第二十五号

平成九年五月二十七日

午後一時開議

- 第一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(島村宜伸君外十二名提出)
- 第二 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)
- 第三 スポーツ振興法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)
- 第四 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

北海道開発審議会委員の選挙

日程第一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

日程第二 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

日程第三 スポーツ振興法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

日程第四 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまマレーシア下院議長タン・スリ・モハメド・ザヒール君が貴賓席にお見えになっております。ここに、諸君とともに心から歓迎いたします。

(拍手)

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

海部俊樹君から、五月二十八日から六月五日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

北海道開発審議会委員の選挙

○議長(伊藤宗一郎君) 北海道開発審議会委員の選挙を行います。

○荒井広幸君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 荒井広幸君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、北海道開発審議会委員に鰐淵俊之君を指名いたします。

日程第一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

日程第二 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

日程第三 スポーツ振興法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日程第二、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案、日程第三、スポーツ振興法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長二田孝治君。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び同報告書

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及び同報告書

スポーツ振興法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔二田孝治君登壇〕

○二田孝治君 ただいま議題となりました三法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案について申し上げます。

本案は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とするもので、その主な内容は、

第一に、日本体育・学校健康センターは、スポーツ振興投票を行うことができること、

第二に、スポーツ振興投票の対象となるサッカーの試合の指定、投票券の発売並びに十九歳未満の者及び関係者等による投票券の購入の禁止、払戻金の交付など、スポーツ振興投票の実施についての所要の規定を設けること、

第三に、スポーツ振興投票に係る収益について、地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設の整備に要する資金の支給に充てるなど、その用途についての規定を設けること、

第四に、スポーツ振興投票の対象となるサッカーの試合を行うスポーツ振興投票対象試合開催機構についての所要の規定を設けること、

第五に、センターは、スポーツ振興投票に関する国民の理解を深めるため、情報公開などの措置を講ずること、

第六に、地方公共団体等の行うスポーツ振興事業への支援に充てる金額の総額については、センターが収益のうちから国庫に納付する金額のおお

むね三分の一相当額となるようにするものとする

こと、

第七に、罰則に関する所要の規定を設けることなどであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、この法律施行後七年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らし、スポーツ振興投票制度のあり方について見直しを行うこととしております。

次に、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、これに関連する業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等の所要の規定を整備するものであり、その主な内容は、

第一に、日本体育・学校健康センターの目的の一部を改め、スポーツの振興のために必要な援助を行うこととする

こと、

第二に、センターの業務として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を追加すること、

第三に、文部大臣は、センターのスポーツ振興投票等業務に係る事業計画等を認可しようとするときは、政令で定める審議会の意見を聞かなければならないこと、

第四に、センターの行う国庫納付について規定を設けること、

第五に、政府は、センターの行う国庫納付の金額に相当する額を、教育及び文化の振興に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経

費に充てなければならないこと

などであります。

なお、この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行の日から施行することとしております。

次に、スポーツ振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講ずるため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に關して、国と同委員会との緊密な連絡についての規定を追加すること、

第二に、プロスポーツの選手の競技技術の活用に関する規定を追加すること

であります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

これら三法律案は、島村宜伸君外十二名提案により、四月二十五日本院に提出され、五月二十日委員会に付託となったものであります。

本委員会においては、翌二十一日提出者を代表して島村宜伸君から提案理由の説明を聴取した後、去る二十三日質疑を行い、討論、採決の結果、これら三法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長青山丘君。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

○青山丘君 ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて中小企業勤労者の総合的な勤労者福祉対策を進めるため、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合を解散して勤労者退職金共済機構を設立しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、勤労者退職金共済機構は、中小企業の

従業員に係る退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者とその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行うことを目的とするものとする。

第二に、機構に理事長等の役員を置くほか、特定業種ごとに運営委員会を置くものとする。

第三に、機構は、一般と特定業種の中小企業退職金共済事業を行うほか、従業員福祉施設の設置等のための資金の貸し付け等を行うものとする。

第四に、機構の財務及び会計、監督等について所要の規定を設けるものとする。

このほか、機構の設立手続に係る規定等所要の規定を整備するものとする。

本案は、去る四月九日参議院から送付され、五月二十日労働委員会に付託となり、五月二十三日岡野労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席國務大臣

文部大臣 小杉 隆君  
労働大臣 岡野 裕君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律  
製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律  
(通知書受領)

一、去る二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律  
(報告書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく平成八年度社会保障制度審議会報告書  
(政府委員承認)

一、去る二十三日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

通商産業省生活産業局長 村田 成一  
一、昨二十六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

任命することを承認した。

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官事務代理 稲川 照芳  
外務省経済局長事務代理 重家 俊範  
郵政大臣官房総務審議官 濱田 弘二  
(政府委員任命)

一、去る二十三日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十三日議長において承認した村田成一を、同日第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十六日議長において承認した稲川照芳外二名を、同日第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十三日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第四百四十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日  
官職名 官職名  
通商産業省生活産業局長事務代理 福田 泰三 (解職) 平九・五・三

一、昨二十六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第四百四十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日  
官職名 官職名  
郵政大臣官房総務審議官 高田 昭義 郵政大臣官房専門調査官 平九・五・六

(政府委員解任)

一、昨二十六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官)河村武和及び(外務省経済局長)野上義一の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任 保坂 展人君 補欠 北沢 清功君  
栗屋 敏信君 堀込 征雄君  
北沢 清功君 保坂 展人君  
堀込 征雄君 栗屋 敏信君

厚生委員

辞任 田村 憲久君 補欠 松田 義孝君  
松田 義孝君 田村 憲久君

運輸委員

辞任 松浪健四郎君 補欠 並木 正芳君  
並木 正芳君 松浪健四郎君

労働委員

辞任 西田 猛君 補欠 石垣 一夫君  
福岡 宗也君 漆原 良夫君  
村山 富市君 深田 肇君  
石垣 一夫君 西田 猛君  
漆原 良夫君 福岡 宗也君  
深田 肇君 村山 富市君

決算委員

辞任

佐藤 勉君  
新藤 義孝君

補欠

吉川 貴盛君  
菅 義偉君

議院運営委員

辞任

下地 幹郎君  
西川 公也君  
河上 覃雄君  
城島 正光君  
肥田美代子君  
田村 憲久君  
渡辺 具能君  
上田 勇君  
島 聡君  
北村 哲男君

補欠

田村 憲久君  
渡辺 具能君  
上田 勇君  
島 聡君  
北村 哲男君  
下地 幹郎君  
西川 公也君  
河上 覃雄君  
城島 正光君  
肥田美代子君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
決算委員

辞任

菅 義偉君  
田邊 國男君  
原田 義昭君  
西村 章三君  
野田 毅君  
若松 謙維君  
生方 幸夫君  
佐々木憲昭君  
正森 成二君  
山口 泰明君  
吉川 貴盛君  
池坊 保子君

補欠

小此木八郎君  
松本 純君  
田中 和徳君  
池坊 保子君  
鴨下 一郎君  
太田 昭宏君  
坂上 富男君  
石井 郁子君  
中島 武敏君  
宮路 和明君  
石崎 岳君  
田中 慶秋君

|        |        |
|--------|--------|
| 鴨下 一郎君 | 吉田 治君  |
| 渡辺 周君  | 肥田美代子君 |
| 中島 武敏君 | 正森 成二君 |
| 柳本 卓治君 | 平沢 勝栄君 |
| 太田 昭宏君 | 中川 正春君 |
| 肥田美代子君 | 石井 絃基君 |
| 田中 慶秋君 | 齊藤 鉄夫君 |
| 中川 正春君 | 樹屋 敬悟君 |
| 石井 郁子君 | 瀬古由起子君 |
| 樹屋 敬悟君 | 井上 義久君 |
| 石崎 岳君  | 吉川 貴盛君 |
| 松本 純君  | 岸田 文雄君 |
| 宮路 和明君 | 橋 康太郎君 |
| 井上 義久君 | 大野由利子君 |
| 齊藤 鉄夫君 | 原口 一博君 |
| 吉田 治君  | 鍵田 節哉君 |
| 坂上 富男君 | 枝野 幸男君 |
| 原口 一博君 | 西川 知雄君 |
| 瀬古由起子君 | 矢島 恒夫君 |
| 正森 成二君 | 藤田 スミ君 |
| 橋 康太郎君 | 今村 雅弘君 |
| 鍵田 節哉君 | 赤羽 一嘉君 |
| 矢島 恒夫君 | 辻 第一君  |
| 今村 雅弘君 | 岩國 哲人君 |
| 赤羽 一嘉君 | 山口 泰明君 |
| 辻 第一君  | 菅 義偉君  |
| 岩國 哲人君 | 田邊 國男君 |
| 山口 泰明君 | 原田 義昭君 |
| 菅 義偉君  | 柳本 卓治君 |
| 田邊 國男君 | 野田 毅君  |
| 原田 義昭君 | 若松 謙維君 |
| 柳本 卓治君 | 西村 章三君 |
| 野田 毅君  |        |
| 若松 謙維君 |        |
| 西村 章三君 |        |

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
行政改革に関する特別委員

辞任

石井 絃基君  
枝野 幸男君  
辻 第一君  
藤田 スミ君  
岩國 哲人君

補欠

渡辺 周君  
生方 幸夫君  
佐々木憲昭君  
正森 成二君  
前田 武志君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
行政改革に関する特別委員

辞任

永井 英慈君  
宮本 一三君  
土屋 品子君  
北側 一雄君  
谷口 隆義君  
新井 将敬君  
新井 将敬君

補欠

谷口 隆義君  
北側 一雄君  
新井 将敬君  
宮本 一三君  
永井 英慈君  
土屋 品子君

(政治倫理審査会委員選任)

一、去る二十三日、議長において、政治倫理審査会規程第九条により審査会に出席する議員奥田敬和君を指名した。

(議案提出)

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(田中眞紀子君外九名提出)  
(議案受領)

一、去る二十三日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。  
著作権法の一部を改正する法律案  
(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案  
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(田中眞紀子君外九名提出)  
(議案通知)

一、去る二十三日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案  
製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案  
(議案通知書受領)

一、去る二十三日、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案  
(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福島豊君提出日産生命保険相互会社の破綻にともなう委託年金資金の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員渡辺周君提出「国営諫早湾干拓事業」に関する質問に対する答弁書

平成九年五月九日提出  
質問 第一一 号

日産生命保険相互会社の破綻にともなう委託年金資金の取扱いに関する質問主意書

提出者 福島 豊

日産生命保険相互会社の破綻にともなう委託年金資金の取扱いに関する質問主意書

平成九年四月二十五日、日産生命保険相互会社の業務停止命令が出され破綻した。同社に対しては、年金福祉事業団を始めとして約百に及ぶ年金基金が資金運用を委託していたとされる。年金福祉事業団は特別勘定のみで日産生命に対して約六億円の資金を委託しており、同事業団は(社)生命保険協会に対して年金資金の保全のため保険契約の解除を申し入れている。多数の被保険者また年金受給者の存在を考慮すれば年金資金の保全のため適切な対応が必要と考える。また、同様に運用を委託している数多くの年金基金に対する対応も必要であると考え。さらに、年金制度の安定的な運営を図るためには、今後の再発防止のための対策を強力に推し進めるべきと考える。このような観点から次の事項につき質問する。

一 年金資金の保全のため、特別勘定に委託された年金資金については、保険契約を解約し委託された資金を全額解約返戻金として返還すべき

であると考えらるがどうか。

二 多数の年金基金が資金運用を日産生命保険相互会社に委託している。多数の被保険者・年金受給者の存在に鑑み、その実態、また年金資金が保全されるのかどうかにつき明らかにするとともに、財政運営上、多大な影響を被る基金については何らかの支援策が必要と考えるがどうか。

三 九十五年度決算において、時価情報を開示しなかった生命保険相互会社が日産生命以外にも三社存在すると報道されている。同様の事態を回避するためには、情報開示が不十分であった会社に対して情報開示を積極的に促すべきと考えるがどうか。

四 年金資金の運用にあたって生命保険会社は大きな役割を担っている。年金資金の運用にあたってはその安全性が重要である。そのために、生命保険会社の経営に関しての一層の情報開示ならびに経営悪化に際しては早期是正措置を講じる必要があると考える。また、破綻に際して何らかの年金資金の保全のための措置が必要であると考えらるがどうか。

内閣衆質一四〇第二十一号

平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員福島豊君提出日産生命保険相互会社の破綻にともなう委託年金資金の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員福島豊君提出日産生命保険相互会社の破綻にともなう委託年金資金の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

日産生命保険相互会社に対して、保険業法(平成七年法律第五号)第二百四十一条の規定に基づき、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行ったところであり、同法第二百四十五条の規定によれば、当該処分を受けた保険会社は、業務を停止しなければならぬこととされているが、当該業務の中には、解約に関する業務が含まれている。

これは、解約に伴い資金が大量に流失することとなれば、結果的に他の保険契約者に対する保険金等の支払いが不可能となる事態が生じることも予想されるところから、すべての保険契約者間の公平性を確保するとの観点から、解約に関する業務を停止させているものである。

保険管理人に対し、保険業法第二百四十七条第一項の規定に基づき、保険契約の移転を定める計画の作成を命じたところであり、同法に定める所定の手続に従って移転がなされた段階で、保険契約に係る解約返戻金の取扱いについても明らかにするものと考えている。

二について

平成八年三月末現在で、百一の厚生年金基金(以下「基金」という)が、日産生命保険相互会社との間で年金給付及び一時金たる給付に充てべき積立金(以下「年金給付等積立金」という)の運用に関する契約を締結しており、この契約に基づく同社の運用額は約千五百八十一億

円であったと承知している。

年金資金の保全に関するお尋ねについては、保険管理人に対し、保険業法第二百四十七条第一項の規定に基づき、保険契約の移転を定める計画の作成を命じたところであり、同法に定める所定の手続に従って移転がなされた段階で、当該契約を含むすべての保険契約に係る取扱いについても明らかにするものと考えている。

基金は、自らの責任において金融機関等と契約を締結し、年金給付等積立金の運用を行っており、年金給付等積立金が年金給付等に必要額を下回った場合には、自らの責任において不足分の積立を行うべきものであり、これは、金融機関等の破綻に起因する場合であっても同様である。

三について

生命保険会社の情報開示を充実させることは、生命保険会社の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促す上で重要と考えており、引き続き、可能な限りの情報開示を促してまいりたいと考えている。

なお、日産生命保険相互会社については、平成七年度決算に係る業務及び財産の状況に関する説明書類において、市場性のある有価証券に係る時価情報が開示されているものと承知している。

四について

お尋ねの情報開示については、各生命保険会社としても、他の業態の開示状況をも踏まえつつ、自主的にその充実に努めてきているものと承知している。

情報開示の充実は、生命保険会社の経営の透

明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促す上で重要と考えており、引き続き、その充実を促してまいりたいと考えている。

早期は正措置については、生命保険会社の経営の自己責任、行政の透明性が求められている中で、銀行の場合と同様に、生命保険会社についても早期は正措置制度の意義は認識しているところであり、その導入について検討を進めてまいりたいと考えている。

保険会社が破綻した際の年金資金に係る保険契約者を含む保険契約者等の保護については、平成八年四月の保険業法の施行に伴い、破綻保険会社の保険契約を引き受ける救済保険会社に対して資金援助を行い、保険契約の移転等を円滑に進めることを目的とする「保険契約者保護基金」が設立されているところである。

さらに、救済保険会社が出現しない場合においても、保険契約者等の保護を可能な限り図るため、その方法について、支払保証制度に関する研究会の場で、現在鋭意検討を進めているところである。

平成九年五月十四日提出  
質 問 第 二 三 号

「国営諫早湾干拓事業」に関する質問主意書

提出者 渡辺 周

「国営諫早湾干拓事業」に関する質問主意書  
現在農林水産省が長崎県で推進している「国営諫早湾干拓事業」において、四月十四日に「潮止め」が実施され、現在は堤防内水面をマイナス一メートルに維持するよう調整している。しかし本

事業に関しては「潮止め」による堤防内の干陸化・淡水化を喫緊に行う必要性が認められず、単に環境の悪化を招くだけの結果になりかねない。我が国でも有数の干潟である諫早湾は現在危機に瀕しており、これを救うためには干潟への海水流入こそが喫緊の課題であると考えている。

六 内閣総理大臣は締切堤防内の生態系が維持できるような排水門を操作することを指示することができるのか。

一 現在行われている堤防内水位の調整の結果、諫早湾干潟の生物が遠くない時期に死滅するとされている。諫早湾の干陸化・淡水化について種々の意見がある中で、徒にこの貴重な財産を失うことは将来の世代に対する裏切りであるとも考えられる。この貴重な財産を保全するため、一刻も早く締切堤防内へ海水を流入させ、そこに存する生態系の維持を図る必要があると考えるが、政府の見解は如何か。

七 内閣法八条に基づく「中止権」によって、内閣総理大臣が潮受堤防内水位調整作業の中止命令を出すことも可能だと考えるが、政府の見解を伺いたい。

内閣衆質一四〇第三号  
平成九年五月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員渡辺周君提出「国営諫早湾干拓事業」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺周君提出「国営諫早湾干拓事業」に関する質問に対する答弁書

一 について

潮受堤防及び調整池の有する高潮、洪水、常時の排水不良等に対する防災機能を適切に發揮するためには、潮受堤防締切り後の降雨の際における防災効果にもかんがみ、調整池の水位を、地元の強い要望を踏まえ、事業計画に定められた標高マイナス一メートルとなるように管理することが必要である。

なお、有明海においては、他にも広大な干潟が広く存在し、この中には発達し続けている干潟もあるとともに、ムツゴロウなどの生物は、これらの干潟にも広く生息しており、また、環境モニタリングを毎年実施するなど、本事業の

実施に当たっては環境にも十分配慮しているところである。

二及び三について

潮受堤防北部排水門及び南部排水門の運用は、農林水産大臣が定めた「国営諫早湾干拓事業調整池排水門工事中管理規程」(以下「工事中管理規程」という。)に基づき、外潮位、内水位等の状況を勘案して、九州農政局諫早湾干拓事務所長が行っている。

また、調整池の水位調整については、工事中管理規程の中で排水門の操作方法として定められており、この操作方法を変更するためには、工事中管理規程を変更する必要がある。

四及び五について

二及び三について述べたとおり、調整池の水位の調整方法を変更するためには、工事中管理規程を変更する必要がある。

工事中管理規程は、国営土地改良事業の実施に関する事務を統括する農林水産大臣が当該事業の実施に必要なものとして定めており、その内容を変更する権限を有するのは、農林水産大臣である。なお、この場合、本明川の河川管理者である建設大臣の権限の委任を受けた九州地方建設局長と協議することが必要である。

六について

内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定によると、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督することとされており、閣議にかけて内閣としての方針が決定されていれば、内閣総理大臣は、その方針に基づいて、農林水産大臣を指揮監督することができるものと解される。

七について

内閣法第八条の規定によると、「内閣総理大臣は、行政各部の処分又は命令を中止せしめ、内閣の処置を待つことができる」とこととされているが、「国営課早濤干拓事業」に係る潮受堤防内水位調整作業については、本事業が関係法律に基づき適正に実施されてきた経緯も踏まえ、本事業の所管大臣である農林水産大臣の判断を尊重することを基本とすべきものと考える。

(答弁通知書受領)

一、去る二十三日、内閣から、衆議院議員枝野幸男君提出食品添加物「具素酸カリウム」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年六月三十日までには答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案  
右の議案を提出する。

平成九年四月二十五日

提出者

|            |       |
|------------|-------|
| 島村 宜伸      | 河村 建夫 |
| 船田 元       | 柳沢 伯夫 |
| 中西 續介      | 園田 博之 |
| 川端 達夫      | 堀留 泰蔵 |
| 松浪健四郎      | 山元 勉  |
| 大島 章宏      | 小坂 憲次 |
| 望月 義夫      |       |
| 賛成者        |       |
| 石橋 一弥外二十七名 |       |

スポーツ振興投票の実施等に関する法律  
目次

- 第一章 総則(第一条 第三条)
- 第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合(第四条・第五条)
- 第三章 スポーツ振興投票の実施(第六条―第二十條)
- 第四章 スポーツ振興投票に係る収益の使途(第二十一条・第二十二条)
- 第五章 スポーツ振興投票対象試合開催機構(第二十三条―第二十九条)
- 第六章 雑則(第三十条・第三十一条)
- 第七章 罰則(第三十二条―第三十七条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)  
第一条 この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「スポーツ振興投票」とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部省令で定める割合(以下「合致の割合」という。)に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいう。

(スポーツ振興投票の施行)  
第三条 日本体育・学校健康センター(以下「セン

ター」という。)は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。

第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合

(対象試合)

第四条 スポーツ振興投票の対象となる試合は、第二十三条第一項の規定による指定を受けた法人(次条、第十条第三号及び第四号並びに第十二条において「機構」という。)が開催する第二十四条第一号に規定するサッカーの試合(次条、第七条第一項及び第十条第六号において「対象試合」という。)とする。

(登録)

第五条 対象試合に出場する選手、監督及びコーチ(専ら競技に関し指導及び助言を行う者をいう。以下同じ。)並びに対象試合の審判員は、文部省令で定めるところにより、機構に登録された者でなければならない。

2 機構は、対象試合の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、文部省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

第三章 スポーツ振興投票の実施

(スポーツ振興投票の実施回数)

第八条 センターは、文部省令で定める年間の実施回数の範囲を超えてスポーツ振興投票を実施してはならない。

(試合の指定等)

第七条 センターは、文部省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票(以下「対象試合」という。)のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するものとする。

2 センターは、前項の指定をしたときは、文部省令で定めるところにより、指定の内容及その他必要な事項を公示しなければならない。

(スポーツ振興投票券の発売等)

第八条 センターは、券面金額百円のスポーツ振興投票券を券面金額で発売することができる。

2 センターは、前項のスポーツ振興投票券二枚分以上を一枚で代表するスポーツ振興投票券を発売することができる。

3 スポーツ振興投票券に記載する事項その他スポーツ振興投票券に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(スポーツ振興投票券の購入等の禁止)

第九条 十九歳に満たない者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 スポーツ振興投票に関係する政府職員  
二 センターの役員及びスポーツ振興投票に係るセンターの職員  
三 機構の役員及び職員

四 第二十四条第一号に規定するサッカーチームを保有する機構の社員(その社員が法人である場合には、その法人の役員)

五 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員

六 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者(前三号に掲げる者を除く。)

官 報 (号 外)

(スポーツ振興投票券の再交付)

第十一条 スポーツ振興投票券は、再交付しない。

(試合の結果の通知)

第十二条 機構は、文部省令で定めるところにより、第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)の結果を確定し、そのすべてが確定した日から十日以内に、それをセンターに通知しなければならない。

(払戻金の交付)

第十三条 センターは、前条の規定による通知を受けたときは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額(スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額(以下「配分金額」という。)を合致の割合ごとに各合致投票券(合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。)にあん分した金額(当該あん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあっては当該券面金額とし、当該あん分した金額が合致の割合ごとに政令で定める金額(以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。)を超える場合にあっては払戻金の最高限度額とする。)を、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

(加算金)

第十四条 前条の規定により配分金額を算出した

場合において、いずれかの合致の割合について合致投票券がないときは、その合致の割合に係る配分金額は、次のスポーツ振興投票券におけるその合致の割合に係る加算金とする。

2 前条の規定により配分金額を各合致投票券にあん分した金額が払戻金の最高限度額を超える場合においては、当該を超える部分の金額の合致の割合ごとの総額は、次のスポーツ振興投票券におけるその合致の割合に係る加算金とする。

(端数処理)

第十五条 第十三条の払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 前項の規定により端数を切り捨てることによって生じた金額は、センターの収入とする。

(所得税の非課税)

第十六条 第十三条の払戻金については、所得税を課さない。

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合の開催が文部省令で定める数に満たなかったときその他文部省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2 スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかったときは、その合計するものができなかった発売金額に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の

券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

(業務の委託等)

第十八条 センターは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る業務のうち次に掲げる業務を銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「銀行等」という。)に委託することができる。

一 スポーツ振興投票券の売りさばき  
二 合致投票券及び前条第一項又は第二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の受領  
三 第十三条の払戻金及び前条第三項の返還金の支払  
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。

3 銀行等が行う前項の業務の運営に関し必要な事項は、大蔵省令、文部省令で定める。

(警察署長の措置等)

第十九条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の規定により合致投票券又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券(以下この条において「合致投票券等」という。)を保管している警察署長は、その合致投票券等に係る第十三条の払戻金又は第十七条第三項の返還金(以下この条及び次条において「払戻金等」という。)の債権が時効により消滅するおそれがあるときは、センターに対し、払戻金等の交付を請

求しなければならない。

2 センターは、前項の規定による請求があったときは、第十三条又は第十七条第三項の規定にかかわらず、その請求をした警察署長に対し、合致投票券等と引換えに、払戻金等を交付しなければならない。

3 前二項の規定により警察署長が交付を受けた払戻金等に対する遺失物法及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条の規定の適用については、その払戻金等は、その警察署長が保管していた合致投票券等とみなす。

(払戻金等の債権の時効)  
第二十条 払戻金等の債権は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

第四章 スポーツ振興投票に係る収益の使

途

(収益の使途)

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条において同じ。)が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設(設備を含む。以下この項において同じ。)の整備  
二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備

三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下「センター法」という。）第二十条第一項第一号の二及び第一号の四に該当する事業を除く。次号において同じ。）

四 前号に掲げるもののほか、スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業

2 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業であつて文部省令で定めるもの（以下この項において「特定事業」という。）に要する資金の支給に充てることができる。この場合においては、センターは、センター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金の運用利益金をもって、特定事業に要する資金の支給に充ててはならない。

3 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うことができる。

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第三十

五条の二第二項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

（国庫納付金）

第二十二條 センターは、センター法第三十条の二で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の一部を国庫に納付しなければならない。

第五章 スポーツ振興投票対象試合開催機構

（機構の指定）

第二十三條 文部大臣は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的として設立された民法第三十四条の社團法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 文部大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

3 文部大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地

を公示しなければならない。

4 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部大臣に届け出なければならない。

5 文部大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第二十四條 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 機構の社員の保有するサッカーチーム（選手としての役務の提供に対し報酬を得る者とその構成員とすることができものに限る。）相互間におけるサッカーの試合を計画的かつ安定的に開催すること。

二 第二十二條の規定による試合の結果の確定及びその通知を行うこと。

三 第一号のサッカーチームの選手、監督及びコーチ並びに同号のサッカーの試合の審判員について第五条の規定による登録及び登録の抹消を行うこと。

四 第一号のサッカーの試合の競技規則を定めること。

（業務規程）

第二十五條 機構は、あらかじめ、前条に規定する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、文部省令で定める。

3 文部大臣は、第一項の認可をした業務規程が

前条に規定する業務の公正かつ円滑な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

（事業計画等）

第二十六條 機構は、毎事業年度開始前に（第二十三條第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、文部省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、文部大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、文部省令で定めるところにより、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第二十七條 機構の役員の選任及び解任は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部大臣は、機構の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは業務規程に違反したとき、若しくは第二十四条に規定する業務に關し著しく不適当な行爲をしたとき、又はその在任により機構が第二十三條第二項第三号に該当することとなるときは、機構に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第二十八條 文部大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、機構に對し、第二十四条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(指定の取消し等)

第二十九条 文部大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二十三条第二項第一号に該当するに至ったとき。

二 第十二条、第二十三条第四項、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。

三 第二十五条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第二十四条に規定する業務を行ったとき。

四 第二十五条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十三条第一項の規定による指定を受けたとき。

2 文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 雑則

(国民の理解を深めるための措置等)

第三十条 センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供することにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。

(地方公共団体等への支援)

第三十一条 第二十一条及びセンター法第四十九条の二の規定の実施等に当たっては、地方公共団体の出資又は拠出に係るスポーツ団体が行う

事業及び地方公共団体が自主的に行うスポーツ振興事業の円滑な実施等への支援に努めるものとし、当該支援に充てる金額の総額については、センター法第三十条の二の規定による国庫納付金のおおむね三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

第七章 罰則

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条各号のいずれかに該当する者であつて前条の違反行為の相手方となつたもの

二 業としてスポーツ振興投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもって不特定多数の者からスポーツ振興投票券の購入の委託を受けた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十条各号に掲げる者以外の者であつて第三十二条の違反行為の相手方となつたもの

第三十五条 第九条又は第十条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者

がこれらの規定によりスポーツ振興投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方がスポーツ振興投票券の発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

2 この法律の施行後七年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らして、スポーツ振興投票制度の在り方について見直しを行うものとする。

理 由

スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(島村宣伸君外十二名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もつてスポーツの振興に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において「スポーツ振興投票」とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によつて投票をさせ、投票と試合の結果との合致の割合が文部省令で定める割合(以下「合致の割合」という。)に該当した投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいうものとする。

2 スポーツ振興投票の施行

日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)は、スポーツ振興投票を行うことができるものとする。

3 スポーツ振興投票の対象となる試合

対象となる試合は、6の法人(スポーツ振興投票対象試合開催機構。以下「機構」という。)が開催するサッカーの試合(以下「対象試合」という。)とする。

4 スポーツ振興投票の実施

(一) 実施回数

センターは、文部省令で定める年間の実施回数の範囲を超えてスポーツ振興投票を実施してはならないものとする。

(一) 試合の指定等

センターは、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、対象試合のうちから投票の対象となる試合を指定するとともに、指定の内容等を公示しなければならないものとする。

(二) スポーツ振興投票券の発売等

センターは、券面金額百円のスポーツ振興投票券を発売することができるものとするとともに、投票券二枚分以上を一枚で代表する投票券を発売することができるものとする。

(四) スポーツ振興投票券の購入等の禁止

十九歳に満たない者、機構に登録された選手、監督、コーチ及び審判員並びにスポーツ振興投票に係る政府職員その他のスポーツ振興投票に係る者は、スポーツ振興投票券の購入又は譲受けをしてはならないものとする。

(五) 払戻金の交付等

機構は、指定された個々の試合(以下指定試合という。)の結果を確定し、センターに通知しなければならないものとし、センターは、通知を受けたときは、スポーツ振興投票券の売上金額の二分の一を超えない金額を合致の割合ごとに配分し、それに内の加算金をそれぞれ加えた額(以下配分金額という。)を合致の割合ごとに各合致投票券にあん分した金額を、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付することとし、その払戻金の額は、スポーツ振興投票券の券面金額を下ら

ず、かつ、政令で定める払戻金の最高限度額を超えないものとする。

(六) 加算金

合致投票券がないときにおける配分金額及び配分金額を各合致投票券にあん分した金額が払戻金の最高限度額を超える部分の総額は、次のスポーツ振興投票における加算金とすること。

(七) 所得税の非課税

払戻金については、所得税を課さないものとする。

(八) 業務の委託等

センターは、その業務の一部を銀行その他の金融機関に委託することができるものとする。

5

スポーツ振興投票に係る収益の使途

(一) センターは収益をもって、スポーツ団体が行う次に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができるものとする。

- (1) 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設(設備を含む。以下同じ。)の整備
- (2) スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- (3) (1)及び(2)の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業
- (4) スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業

(二) センターは収益をもって、スポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業に要する資金の支給に充てることができるものとする。

(三) センターは収益をもって、スポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うことができるものとする。

(四) センターは収益をもって、(一)の(2)から(4)までの事業に要する経費に充てることができるものとともに、スポーツ振興基金に組み入れることができるものとする。

(五) センターは、収益金の一部を国庫に納付しなければならないものとする。

6  
(一) 文部大臣は、サッカーの試合を計画的かつ安定的に開催する等の業務を公正かつ円滑に行うことができるものと認められる社団法人を、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構として指定することができるものとする。

(二) 機構に係る業務規程、事業計画、役員を選任及び解任、監督命令、指定の取消し等に関し所要の規定を整備すること。  
国民の理解を深めるための措置等

7  
(一) センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供することにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての理解を深めるとともに、スポーツ

振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。

(二) スポーツ振興投票に係る収益によるスポーツ振興を目的とする事業への資金の支給等に当たっては、地方公共団体の出資又は拠出に係るスポーツ団体が行う事業及び地方公共団体が自主的に行うスポーツ振興事業の円滑な実施等への支援に努めるものとし、当該支援に充てる金額の総額については、国庫納付金のおおむね三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

8  
罰則

いわゆるノミ行為、購入制限違反、偽計又は威力を用いた指定試合の公正を害すべき行為等に対し所要の罰則を規定すること。

9  
施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) この法律の施行後七年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らして、スポーツ振興投票制度の在り方について見直しを行うものとする。

二  
議案の可決理由

本案は、スポーツの振興に寄与するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年五月二十三日

文教委員長 二田 孝治  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年四月二十五日

提出者

島村 宣伸 河村 建夫

船田 元 柳沢 伯夫

中西 績介 園田 博之

川端 達夫 福岡 泰蔵

松浪健四郎 山元 勉

大島 章宏 小坂 恵次

望月 義夫

賛成者

石橋 一弥外二十七名

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条を」第四十九条の二に改める。

第一条中「スポーツに関する競技水準の向上等」を「スポーツの振興」に改める。

第十二条中「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成九年法律第 号。以下「投票法」という。)の規定により罰金の刑に処

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第二十条第四項中「前三項を」前各項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を」前三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号を」第一項第二号に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 センターは、前項に規定する業務のほか、投票法に規定する業務(以下「スポーツ振興投票等業務」という。)を行うことができる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)

第二十五条の二 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に比して当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部省令で定める金額(スポーツ振興投票券の発売金額が文部省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部省令で定める期間内に限り、別に文部省令で定める金額)を超えてはならない。

一 スポーツ振興投票券の発売

二 投票法第十三条の払戻金の交付

三 投票法第十七条第三項の返還金の交付

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

第二十六条中「第二十条第二項を」第二十条第三項に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

2 文部大臣は、前項の認可をしようとするとき

は、同項の事業計画、予算及び資金計画のうちスポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(国庫納付金)

第三十条の二 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。の二分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に「から同条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

二 投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額

三 投票法第二十条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

四 発売金額のうち第三十二条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

第三十二条中「第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」を「第二十条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務であつて投票法第二十一条第一項第二号から第四号までに規定する事業を施行するものに係る経理、第二十条第一項第一号の二

から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理、スポーツ振興投票等業務に係る経理」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(特別積立金)

第三十三条の二 センターは、毎事業年度、第三十二条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に係る損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その残余の額の一部を、政令で定めるところにより、特別積立金として整理することができる。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

第三十五条の二 第二項中「と基金」を「基金」に改め、「出えんされた金額」の下に「及び投票法第二十一条第四項の規定により基金に組み入れられた金額」を加える。

第三十九条第二項及び第四十条第一項中「この法律」の下に「及び投票法」を加える。

第四十一条第一項中「第二十九条を」第二十九条第一項に改める。

第四十九条第一号中「第二十条第三項を」第二十条第四項に、「第二十九条を」第二十九条第一項に改め、第七章中同条の次に次の一条を加える。

(国庫納付金の教育事業等に必要な経費への充当)

第四十九条の二 政府は、第三十条の二の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全の

ための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならぬ。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

第五十条及び第五十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十二条中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(島村宜伸君外十二名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、スポーツ振興投票の実施等に関する

法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)の目的のうち、「スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助」を「スポーツの振興のために必要な援助」に改めること。

2 業務

(一) センターの業務として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務(以下「スポーツ振興投票等業務」という。)を行うことができることを追加すること。

(二) スポーツ振興投票券の発売、私民金の交付、返還金の交付等の業務に係る運営費の最高限度額を定めること。

3 事業計画等の認可

文部大臣は、センターの事業計画等の認可をしようとするときは、スポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないものとする。

4 国庫納付金

(一) センターは、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の二分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならないものとする。

(二) 政府は、(一)の金額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならないものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行の日から施行すること。

(二) 経過措置その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、スポーツの振興に寄与するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年五月二十三日

文教委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

スポーツ振興法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年四月二十五日

提出者

|       |       |
|-------|-------|
| 島村 宜伸 | 河村 建夫 |
| 船田 元  | 柳沢 伯夫 |
| 中西 績介 | 園田 博之 |
| 川端 達夫 | 福岡 泰蔵 |
| 松浪健四郎 | 山元 勉  |
| 大島 章宏 | 小坂 憲次 |
| 望月 義夫 |       |

賛成者

石橋 一弥外二十七名

スポーツ振興法の一部を改正する法律

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(プロスポーツの選手の競技技術の活用)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プロスポーツの選手の高度な競技技術が我が国におけるスポーツに関する競技水準の向上及びスポーツの普及に重要な役割を果たしていることにかんがみ、その活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(三) 在《说文解字》中，「𠂔」是「𠂔」的初文。

第二十六条中「共済契約者」を「退職金共済契約の共済契約者」に、「事業団」を「機構」に改める。

第二十七条中「事業団」を「機構」に、「共済契約者」を「退職金共済契約の共済契約者」に改める。

第四章を削る。

第五章の章名中「特定業種」において期間を定めて雇用される者に関する特例を「特定業種退職金共済契約」に改める。

第六十一条の見出しを「(特定業種退職金共済契約)」に改め、同条中「特例的退職金共済制度」を「特定業種退職金共済契約」に改め、第五章第一節中同条を第二十八条とする。

第六十二条中「組合」を「機構」に、「第七十五条第一項第一号」を「第六十六条第一項第一号」に、「組合の組合員」を「当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者」に改め、同条を第二十九条とする。

第五章第二節を削る。

第五章第三節の節名中「特定業種退職金共済契約」を「特定業種退職金共済契約の締結等」に改める。

第八十条第二項中「第六十一条」を「第二十八条」に改め、同条第四項中「第七十八條の二」第八項を「第七十条第八項」に改め、同条第五項中「組合」を「機構」に改め、第五章第三節中同条を第三十条とする。

第八十一条第一項及び第二項中「組合」を「機構」に改め、同条を第三十一条とする。

第八十二条第一項中「組合」を「機構」に改め、同条を第三十二条とする。

第八十三条第一項中「定款」を「特定業種退職金共済規程」に改め、同条を第三十三条とする。

第八十三条の二第一項中「組合」を「機構」に改め、同条第二項中「第八十二条第一項」を「第三十二条第一項」に、「次条第一項」を「又は次条第一項若しくは第四十四条第四項」に改め、「又は第九十四條第四項の規定により引き渡すべき金額の算定」を削り、同条を第三十四条とする。

第八十三条の三第一項中「組合」を「機構」に、「第八十二条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に、「第八十八條」を「第四十条」に、「第八十二条第一項ただし書」を「第三十二条第一項ただし書」に、「第七十八條の二」を「第七十五条第一項」に改め、「特別の」を削り、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第八十二条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同条を第三十五条とする。

第八十四条中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十五条とする。

第八十五条第一項中「組合」を「機構」に改め、同条を第三十七条とする。

第八十六条第二項中「見易い」を「見やすい」に、「第八十条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条を第三十八条とする。

第八十七条中「組合」を「機構」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十九条とする。

第八十八条中「第七條第一項、第十條第四項、第十七條及び第二十七條中「事業団」とあるのは「組合」とを削り、「第八十二条第四項」を「第三十二条第四項」に改め、同条を第四十条とする。

第五章第三節を同章第二節とする。

第八十九条及び第九十条を削る。

第九十一条中「組合」を「機構」に、「第七十五条第一項第一号」を「第六十六条第一項第一号」に、「第八十条第二項」を「第三十条第一項」に改め、第五章第四節中同条を第四十一条とする。

第九十二条第一項中「組合」を「機構」に、「第七十五條第一項第一号」を「第六十六条第一項第一号」に、「第七十八條の二」第六項を「第七十条第六項」に改め、同条第二項中「第七十九條第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第五章第四節を同章第三節とする。

第五章を第四章とする。

第六章の章名中「一般の中小企業退職金共済制度と特例的退職金共済制度との関係」を「退職金共済契約と特定業種退職金共済契約との関係」に改める。

第六十章第九十三条を第四十三条とする。

第九十四条第一項中「事業団」を「機構」に、「政令」を「労働省令」に、「組合」に引き渡さなければならぬ」を「第七十五条第一項の規定によ

り設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない」に改め、同条第二項中「引渡し」を「繰入れ」に、「第八十二条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第八十二条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条を第四十四条とする。

第六章 勤労者退職金共済機構

第一節 総則

(目的)

第四十五条 機構は、この法律の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行うことを目的とする。

(法人格)

第四十六条 機構は、法人とする。

(事務所)

第四十七条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四十八条 機構は、政令で定めるところによ

官 報 (号 外)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>り、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(名称の使用制限)</p> <p>第四十九条 機構でない者は、勤労者退職金共済機構という名称を用いてはならない。</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第五十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。</p>                                                                                           | <p>し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、機構の業務を監査する。</p> <p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提出することができる。</p> <p>(役員への任命)</p> <p>第五十三条 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、労働大臣の認可を受けて、理事長が任命する。</p> <p>(役員への任期)</p> <p>第五十四条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員への欠格事項)</p> <p>第五十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。</p> <p>(役員への解任)</p> <p>第五十六条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(役員への兼職禁止)</p> <p>第五十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第五十八条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第五十九条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(職員の任命)</p> <p>第六十条 機構の職員は、理事長が任命する。</p> <p>(役員及び職員の公務員たる性質)</p> <p>第六十一条 役員及び職員は、刑法(明治四十年</p> | <p>法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三節 運営委員会</p> <p>(運営委員会の設置及び権限)</p> <p>第六十二条 機構に、その業務のうち特定業種ごとに行われるもの(以下「特定業種退職金共済業務」という。)の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、運営委員会を置く。</p> <p>2 特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。</p> <p>一 特定業種退職金共済規程の変更</p> <p>二 業務方法書の変更</p> <p>三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算</p> <p>四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、当該特定業種に係る業務の運営に関し特に重要な事項</p> <p>3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、当該特定業種に係る機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。</p> <p>(運営委員会の組織)</p> <p>第六十三条 運営委員会は、運営委員二十人以上及び理事長が指名する理事一人をもつて組織する。</p> <p>2 運営委員会に委員長一人を置き、運営委員の互選により選任する。</p> |
| <p>(役員)</p> <p>第五十一条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。</p> <p>2 機構に、役員として、前項の監事のほか、非常勤の監事三人以内を置くことができる。</p> <p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第五十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理</p> | <p>し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、機構の業務を監査する。</p> <p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提出することができる。</p> <p>(役員への任命)</p> <p>第五十三条 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、労働大臣の認可を受けて、理事長が任命する。</p> <p>(役員への任期)</p> <p>第五十四条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員への欠格事項)</p> <p>第五十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。</p> <p>(役員への解任)</p> <p>第五十六条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(役員への兼職禁止)</p> <p>第五十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第五十八条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第五十九条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(職員の任命)</p> <p>第六十条 機構の職員は、理事長が任命する。</p> <p>(役員及び職員の公務員たる性質)</p> <p>第六十一条 役員及び職員は、刑法(明治四十年</p> | <p>法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三節 運営委員会</p> <p>(運営委員会の設置及び権限)</p> <p>第六十二条 機構に、その業務のうち特定業種ごとに行われるもの(以下「特定業種退職金共済業務」という。)の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、運営委員会を置く。</p> <p>2 特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。</p> <p>一 特定業種退職金共済規程の変更</p> <p>二 業務方法書の変更</p> <p>三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算</p> <p>四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、当該特定業種に係る業務の運営に関し特に重要な事項</p> <p>3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、当該特定業種に係る機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。</p> <p>(運営委員会の組織)</p> <p>第六十三条 運営委員会は、運営委員二十人以上及び理事長が指名する理事一人をもつて組織する。</p> <p>2 運営委員会に委員長一人を置き、運営委員の互選により選任する。</p> |

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、運営委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかねばならない。

(運営委員)

第六十四条 運営委員は、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者(当該共済契約者が法人であるときは、その代表者)及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

2 運営委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第五十四条第二項、第五十六条第二項及び第六十一条の規定は、運営委員について準用する。この場合において、第五十六条第二項中「労働大臣又は理事長は、それぞれ」とあるのは、「労働大臣は」と読み替えるものとする。

(運営委員会の議事)

第六十五条 運営委員会は、委員長又は第六十三条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

#### 第四節 業務

(業務の範囲)

第六十六条 機構は、第四十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。

二 保健、保養又は教養のための施設の設置及び運営を行うこと。

三 共済契約者又は共済契約者を主たる構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、従業員の福祉を増進するために必要な労働者住宅その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第二号及び第三号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第七十五条第一項の規定により設けられているそれぞれの勘定に属する資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

(特定業種退職金共済規程)

第六十七条 機構は、特定業種退職金共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 運営委員会に関する事項

二 特定業種退職金共済業務及びその執行に関する重要事項

三 特定業種退職金共済契約に係る共済契約者及び被共済者に関する事項

四 特定業種退職金共済契約に係る退職金に関する事項

五 特定業種退職金共済契約に係る掛金に関する事項

2 特定業種退職金共済規程の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務方法書)

第六十八条 機構は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(業務の委託)

第六十九条 機構は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務

二 退職金共済契約に係る掛金及び申込金並びに過去勤務掛金の収納及び返還に関する業務

三 特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務

四 特定業種退職金共済契約に係る掛金の収納

及び返還並びに退職金共済証紙の受払いに関する業務

五 第六十六条第一項第三号に掲げる業務

2 機構は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対し、調査、広報その他その業務(前項第一号、第三号及び第五号に掲げるものを除く)の一部を委託することができる。

3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

4 第一項の規定により同項第五号の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(特定業種の指定に伴う措置)

第七十条 労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務の開始に必要な準備を行うため、機構に、準備委員会を置く。

2 準備委員会は、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者(当該中小企業者が法人であるときは、その代表者)及び当該特定業種に係る機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから労働大臣が任命した委員(次項において「準備委員」という。)並びに理事長をもつて組織する。

官 報 (号 外)

|                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 第六十三条第二項から第四項まで及び第六十五条の規定は、準備委員会について準用する。この場合において、第六十三条第二項及び第四項中「運営委員」とあるのは「準備委員」と、第六十五条第一項中「運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事」とあるのは「準備委員及び理事長」と読み替えるものとする。</p> | <p>8 第六項の規定による募集に応じた者と機構との間には、前項の認可があつた時において、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなす。</p>                                                                                                                                                      | <p>2 機構は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。</p>                                                                | <p>2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。</p>                            |
| <p>4 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変更を行い、第六十七条第二項の認可を受けなければならない。</p>                                                        | <p>9 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。</p>                                                                                                                                                                | <p>3 機構は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。</p>                                                    | <p>2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。</p>                            |
| <p>5 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十二条の認可を受けなければならない。</p>                                            | <p>第五節 財務及び会計<br/>(事業年度)<br/>第七十一条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。<br/>(事業計画等の認可)<br/>第七十二条 機構は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。<br/>(決算)<br/>第七十三条 機構は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。</p> | <p>(区分経理)<br/>第七十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに(第二号に掲げる業務にあつては、それぞれの特定業種に係る業務ごとに)経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。<br/>一 一般の中小企業退職金共済業務(機構の業務のうち次号に掲げるものの以外のものをいう。以下同じ)。<br/>二 特定業種退職金共済業務</p> | <p>第七十七条 機構は、特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで拠出した財産については、これを他の財産と区分し、機構の事業で当該特定業種に係るものの健全な発展に資するように、管理し、及び運用しなければならない。</p> |
| <p>6 機構は、前二項の認可を受けたときは、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者のうちから、共済契約者となろうとする者を募集しなければならない。</p>                                                                                | <p>(財務諸表等)<br/>第七十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p>                                                                                                                       | <p>2 機構は、第三十五条第一項又は第四十四条第一項若しくは第四項の規定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている一の勘定から他の勘定への資金の融通を行つてはならない。</p>                                                                            | <p>第七十九条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、第四項に規定するもののほか、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。</p>                                                   |
| <p>7 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、労働大臣に対し、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務の開始の</p>                                              |                                                                                                                                                                                                                                         | <p>(利益及び損失の処理)<br/>第七十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り</p>                                                                                                            | <p>一 労働大臣及び通商産業大臣(第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種</p>                                                                            |

退職金共済業務に係る勘定に属する業務上の

余裕金(以下「特定業種余裕金」という。)の運用にあつては、労働大臣。次号において同じ。)の指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 労働大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の取得

三 不動産の取得

四 被共済者を被保険者とする生命保険(特定業種余裕金以外の業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第三十二条第一項各号(同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込み

2 前項第二号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。

一 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託  
二 証券会社(外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。)への預託

3 機構は、運用方法を特定する金銭信託若しくは不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合又は取得した有価証券を証券会社に預託する場合は、あらかじめ、労働大臣の承認を受けなければならない。

4 機構は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託

して運用しなければならない。

5 機構は、四半期ごとに、特定業種余裕金以外の業務上の余裕金と特定業種(この特定業種余裕金とを区分して、それぞれ業務上の余裕金の運用計画(第六十六条第一項第三号の資金の貸付けに関する計画を含む。以下同じ。)を作成し、労働大臣及び通商産業大臣(特定業種余裕金の運用計画にあつては、労働大臣)の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を旨しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

(財産の処分等の制限)

第八十条 機構は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第八十一条 機構は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(労働省令への委任)

第八十二条 この法律及びこの法律に基づく命令

に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第八十三条 機構は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第八十四条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第六十九条第一項の規定により同項第五号の業務の委託を受けた金融機関に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 雑則

(解散)

第八十五条 機構の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第八十六条 労働大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第六十七条第二項、第六十八条第一項、第七十二条、第七十九条第五項又は第八十条の規定による認可をしようとするとき(第七十九条第五項の規定により労働大臣及び通商産業大臣が認可をする場合を除く。)

二 第六十九条第一項の規定により同項第五号の業務の委託について認可をしようとするとき。

三 第六十八条第二項、第八十条又は第八十二条の規定により労働省令を定めようとするとき。

四 第七十四条第一項、第七十八条ただし書、第七十九条第三項又は第八十一条の規定による承認をしようとするとき。

五 第二条第四項又は第七十九条第一項第一号若しくは第一号の規定による指定をしようとするとき(同項第一号又は第二号の規定により労働大臣及び通商産業大臣が指定をする場合を除く。)

2 労働大臣は、次に掲げる場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、第三号の場合(予算の認可をしようとするときに限る。)及び第五号の場合にあつては、その協議は、一般の中小企業退職金共済業務に関する事項に限られるものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 第六十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>二 第六十九条第二項の規定による認可(一般の中小企業退職金共済業務に係るものに限る。)をしようとするとき。</p> <p>三 第七十二条の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>四 第七十九条第五項の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>五 第八十二条の規定により労働省令を定めようとするとき。</p> <p>六 第七十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。</p> <p>3 労働大臣は、次に掲げる場合には、当該特定業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならぬ。ただし、第一号の場合にあつては、その協議は、当該特定業種に係る特定業種退職金共済業務に関する事項に限られるものとする。</p> | <p>二 第七十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。</p> <p>第九十五条中「次の各号に掲げる」を「第十八条の二第一項及び第三十四条第一項の規定に基づく措置に要する」に改め、同条各号を削り、第七章中同条を第八十七条とする。</p> <p>第九十六条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、第八章中同条を第八十八条とする。</p> <p>第九十七条を第八十九条とし、第九十八条を第九十条とし、第九十九条を削る。</p> <p>第一百条第二項及び第三項中「第九十四条第一項第一号」を「第四十四条第一項第一号」に改め、同条を第九十一条とする。</p> <p>第一百一条中「事業団若しくは組合」を「機構」に改め、同条を第九十二条とする。</p> <p>第一百二条第一号中「第八十八条」を「第四十条」に、「第八十五条第二項又は第八十六条」を「第三十七条第二項又は第三十八条」に改め、同条第二号中「第八十七条」を「第三十九条」に改め、第九章中同条を第九十三条とし、第一百三条を第九十四条とする。</p> <p>第一百四条中「事業団又は組合」を「機構」に、「第四十六条第一項又は第七十六条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第一項(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三号中「第四十四条第一項又は第七十五条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同条第四号中「第</p> | <p>五十三条第一項又は第四項(これらの規定を第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を「第七十九条第一項又は第四項」に改め、同条第五号中「第五十七条第二項(第七十八条第一項において準用する場合を含む。)」を「第八十三条第二項」に改め、同条第六号中「第五十八条第一項(第七十八条第二項において準用する場合を含む。)」を「第八十四条第一項」に、「検査」を「同項の規定による検査」に改め、同条を第九十五条とする。</p> <p>第一百五条中「第三十一条又は第六十六条」を「第四十九条」に改め、同条を第九十六条とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第九条まで及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(機構の設立)</p> <p>第二条 労働大臣は、改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第六章の勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の理事長又は監事となるべき者を指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、新法第五十三条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。</p> <p>第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、次項に</p> | <p>規定する事務その他の機構の設立に関する事務を処理させる。</p> <p>2 設立委員は、附則第六条第一項の規定による解散前の特定業種退職金共済組合(以下「組合」という。)に特定業種ごとに設けられている運営委員会の議を経て、特定業種退職金共済規程及び業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、特定業種退職金共済規程に於ては大蔵大臣に、業務方法書に於ては大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定により作成された特定業種退職金共済規程又は業務方法書は、機構の成立の時において、それぞれ、新法第六十七条第一項又は第六十八条第一項に規定する機構の特定業種退職金共済規程又は業務方法書となるものとする。</p> <p>5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出る。とともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。</p> <p>第四条 機構は、前条第五項の規定による届出があつたときは、平成十年四月一日に成立する。</p> <p>(中小企業退職金共済事業団の解散等)</p> <p>第五条 中小企業退職金共済事業団(以下「事業</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

団」という。は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

2 事業団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、事業団の資産及び負債は、新法第七十五条第一項の規定により設けられる一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に帰属させるものとする。

4 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(特定業種退職金共済組合の解散等)  
第六條 組合は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

2 組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 第一項の規定により機構が組合の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の中小企業退職金共済法(以下「旧法」という。)第七十六條の三の規定により特定業種ごとに設けられている特別の勘定(次項において「特定業種特別勘定」という。)に属する組合の資産及び負債は、それぞれ、新法第七十五条第一項の規定により設けられる特定業種退職金共済業務に係る

勘定(次項において「特定業種勘定」という。)のうち当該特定業種に係るものに帰属させるものとする。

4 第一項の規定により機構が組合の権利及び義務を承継したときは、その承継の際特定業種特別勘定以外の勘定に属する組合の資産及び負債は、労働大臣の承認を受けて、特定業種勘定に帰属させるものとする。

5 労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

6 第一項の規定により機構が承継した財産のうち旧法第七十七條に規定する特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで組合に拠出したものがあるときは、機構は、当該財産については、新法第七十七條の規定により管理し、及び運用しなければならない。

7 第一項の規定により組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七條 附則第五條第一項及び前條第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第五條第一項及び前條第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不

動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 機構が附則第五條第一項及び前條第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び組合が中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第三十八号)附則第五條第一項の規定により権利を承継したもの(同項の規定により解散した同法による改正前の中小企業退職金共済法第五章第二節の特定業種退職金共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限る。)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)  
第八條 この法律の施行の際現に勤労者退職金共済機構という名称を使用している者については、新法第四十九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九條 機構の最初の事業年度の事業計画及び予算については、新法第七十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(退職金共済契約等に関する経過措置)  
第十條 旧法の規定により締結された旧法第二條第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約は、それぞれ、

新法第二條第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二條第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者は、それぞれ、新法第二條第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者とみなす。

(旧法の規定による行為等に関する経過措置)  
第十一條 旧法(第三十六條、第七十一條及び第七十四條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行日前に発生した事項につき旧法第二十六條及び第八十七條の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。この場合において、旧法第二十六條中「事業団」とあるのは「機構」と、旧法第八十七條中「組合」とあるのは「機構」とする。

(被共済者が特定業種間を移動した場合等における経過措置)  
第十二條 旧法第八十三條の三第一項の規定に基づき旧法第七十六條の三の規定により設けられている甲特定業種に係る特別の勘定から同条の規定により設けられている乙特定業種に係る特別の勘定に対して行われた繰入れは、新法第三十五條第一項の規定に基づき新法第七十五條第

一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に対して行われた繰入れとみなして、新法第三十五条第二項の規定を適用する。

2 旧法第九十四条第一項の規定に基づき事業団から組合に対して行われた引渡しは、新法第四十四条第一項の規定に基づき新法第七十五条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに対して行われた繰入れとみなして、新法第四十四条第二項の規定を適用する。

3 旧法第九十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき組合から事業団に対して行われた引渡しは、新法第四十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき新法第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから同項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に対して行われた繰入れとみなして、新法第四十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第二項の規定を適用する。

れる場合における同条第二項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第十五条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第九十七条第一項」を「第八十九条第一項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「勤労者財産形成基金」の項の次に次のように加え、中小企業退職金共済事業団の項及び特定業種退職金共済組合の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「第七十六条第一項第二号」を「第六十九条第一項第四号」に、「特定業種退職金共済組合」を「勤労者退職金共済機構」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三の二の項中「(専ら自己の事務所に用いて供する建物)」を削り、同表中三の二の項を三の三の項とし、三の三の項の次に次のように加える。

| 三の二 勤労者退職金共済機構                     | 三の三 中小企業退職金共済法(昭和三十一年法律第二百八号)                                            | 三の四 第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限り、同               |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 一 事務所用建物(専ら自己の事務所用に供する建物)をいう。以下同じ。 | 一 中小企業退職金共済法第六十六条第一項第二号(業務の範囲)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記 | 二 中小企業退職金共済法第六十六条第一項第二号(業務の範囲)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記 |

別表第三中三の二の項を削り、三の三の項を三の四の項とし、三の四の項を三の五の項とし、三の五の項を三の六の項とする。

(消費税法の一部改正)

第二十条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中「勤労者財産形成基金」の項の次に次のように加え、中小企業退職金共済事業団の項及び特定業種退職金共済組合の項を削る。

勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)

(地方税法の一部改正)

第二十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合」を「勤労者退職金共済機構」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二十二條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号中、「中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合」を「及び勤労者退職金共済機構」に改める。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて中小企業勤労者の総合的な勤労者福祉対策を進めるため、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合を解散して勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構は、中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行うことを目的とするものとする。
- 2 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置くほか、非常勤の監事三人以内を置くことができるものとする。
- 3 機構に、特定業種ごとに、運営委員会を置くものとする。

くものとし、当該特定業種に係る業務の運営に関する事業計画、予算その他の重要事項は、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならないものとする。

- 4 機構は、退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業の運営を行うほか、従業員福祉施設の設置等のための資金の貸付け等を行うものとする。

- 5 機構は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならないものとする。ともに、毎事業年度、財務諸表等を作成し、決算完結後一月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

- 6 機構は、一般の中小企業退職金共済業務及び各特定業種退職金共済業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとし、各勘定間の資金の融通は行つてはならないものとする。

- 7 この法律は、平成十年四月一日から施行するものとする。ただし、8及び9については、公布の日から施行するものとする。

- 8 機構は、平成十年四月一日に成立するものとする。

- 9 中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継するものとする。

職金共済組合は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継するものとする。

二 議案の可決理由

特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて中小企業勤労者の総合的な勤労者福祉対策を進めるため、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合を解散して勤労者退職金共済機構を設立し、中小企業の従業員についての退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業等の業務を行わせることは、時宜に資するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

平成九年五月二十三日

労働委員長 青山 丘

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成九年五月二十七日 衆議院會議錄第三十九号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 発行所                      |        |
| 〒一〇五 東京都港区<br>虎ノ門二丁目三番四号 | 大蔵省印刷局 |
| 電 話                      |        |
| 03<br>(3387)<br>4294     |        |
| 定 価                      |        |
| （配本） 本号一部                | 送      |
| 料 〇〇五円                   |        |
| 別 〇四円                    |        |